

学校に勤務する教職員の懲戒処分等の公表等について

1 公表の目的

教職員の服務事故について、懲戒処分等を積極的に公表するとともに主な非行に対する懲戒処分の基準を示すことにより、教育行政の透明性及び信頼を確保し、かつ、教職員にさらなる自覚を促し、服務事故防止の徹底を図る。

2 公表の対象とする処分等

公表の対象とする処分等は(1)から(3)までのとおりとする。なお、(3)については、退職者についても公表する場合がある。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 管理監督者の職にある者の非違行為に対して、懲戒処分と併せて行った分限降任処分
- (3) 上記(1)又は(2)以外で、特に都民の関心の大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案

3 公表する内容

公表する内容は、原則として次の表のとおりとする。

懲戒免職の場合	その他の場合（停職・減給・戒告）
1 氏名	1 校種
2 学校名	2 職名
3 職名	3 年齢
4 年齢	4 性別
5 性別	5 処分程度
6 処分程度	6 処分理由
7 処分理由	

なお、懲戒免職の場合以外においても、争議行為等により学校運営に重大な支障を及ぼす服務事故等である場合は、氏名及び学校名を公表することができる。

4 公表の例外

- (1) 懲戒免職の場合においても、わいせつ行為等の被害者等が事件を公表しないよう求めているとき又は公表により被害者等が特定される可能性があるときは、被害者等の人権に配慮し、氏名及び学校名を公表しないことができる。
- (2) 交通事故（飲酒によるもの及びひき逃げを除く。）

5 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等の発令後、速やかに公表する。
- (2) 公表は資料提供により行う。

6 懲戒処分等の基準

「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」（平成18年4月27日教育長決定）のとおり

7 実施時期

令和4年9月8日以降に行う懲戒処分等について実施する。